

質 問 回 答 書

令和8年8月18日

(業務名) 八十里越交流拠点エリア整備事業基本設計及び実施設計業務

No.	質 問 事 項	回 答
1	主任担当技術者（電気・機械）に協力事務所の人間を配置することは可能ですか。可能な場合、様式2の3「管理技術者及び主任担当技術者」に担当者名を記入する形でよろしいでしょうか。	可能です。 また、記載の形でよろしいです。
2	様式5に記入する実績は公共建築物に限定されますか。	公共建築物に限ります。
3	参加表明書作成要領2(7)イ…業務実績の記入優先順位は、同種、類似の順とありますが、同種及び類似以外の県内公共建築物業務実績は、記入してもよろしいでしょうか。またその場合、評価の対象となるでしょうか。	よろしいです。 また、評価の対象となります。
4	外構・ランドスケープ等の専門分野について「協力事務所（様式6）」を配置した場合、協力事務所に所属する技術者の資格や経験実績（様式4）は第一段階審査における「設計担当チームの能力」の評価対象に含まれますか。	評価対象は、総合分野、電気設備分野及び機械設備分野のみとなります。

5	解体撤去予定であるスポーツ交流施設「はやぶさ」、農産物直売所、公衆トイレ、温泉給湯スタンド等に係る解体設計は、本業務の請負範囲に含まれますか。	含まれます。
6	交流広場および駐車場（約 350 台）の再編設計に必要な敷地現況測量データは発注者から貸与されますか、それとも受託者の請負範囲でしょうか。	敷地全体配置図並びにいい湯らてい本館及びはやぶさの建物求積図、平面図、屋根伏図、立面図及び断面図の CAD データは提供可能です。 当該データ以外に必要となる場合は、受託者の請負範囲で行ってください。
7	各種申請に伴う行政手数料や審査手数料は委託料に含まれますか。	含まれます。
8	同種業務の対象について、参加表明書作成要領でいう「同種業務」は、既存施設の改修又は増築による業務も対象に含まれますか。	含まれます。
9	複合施設の考え方について、同種業務の「2 つ以上の複合施設」とは、①一棟の建築物に複数用途を有する施設、②同一敷地内に複数施設を配置した施設のいずれも対象と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
10	様式 4、様式 5 に記載する業務実績は公共建築物であれば、重複してもよろしいでしょうか。	よろしいです。

11	添付書類について、様式4、様式5に記載した案件で、実績を証明する書類(写し)の提出は必要でしょうか。必要な場合、書類の内容もご教示ください。	不要です。
12	主任担当技術者が協力事務所の場合、雇用関係を証明する書類は必要でしょうか。	必要です。
13	実施要項4(11)において、専門分野について協力事務所を加えることができるかとされています。電気設備及び機械設備の業務について協力事務所に再委託する場合、当該協力事務所についても、建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録が必要でしょうか。	再委託はできません。 協力事務所を加える場合は、建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録が必要です。
14	各主任担当技術者に業務実績(同種・類似)がない場合、参加資格がないものとなりますでしょうか。	同種・類似施設の業務実績が無い場合でも、実施要項4に掲げる要件を全て満たす者であれば、参加資格を有します。
15	様式3、様式4、様式5に記入する業務実績は、企画設計業務も対象となりますか。	対象となりません。